



## えっ!

# なぜ今「教育勅語」?

さる3月31日、安倍内閣は、「教育勅語」を、「我が国の教育の唯一の根本とするような指導」は「不適切」としながらも、「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」という閣議決定を行いました。

また、松野文科大臣は、記者会見で、「道徳を教えるために『教育勅語』のこの部分を使つてはいけない」と私が言うべきでもない」と発言しました。さらに、義家文科副大臣は、衆議院文教委員会、毎日の朝礼で子どもたちが教育勅語を朗読することについて、「教育基本法に反しない限りは問題のない行為である」と答弁しました。

戦前の教育にさかのぼる形で、「教育勅語」の問題点を考えてみたいと思います。

## 戦前の学校では

戦前、どこの学校にも「奉安殿ほうあんてん」という建物が設置されていました。「奉安殿」には、天皇と皇后の「ご真影」(写真)と「教育勅語」が納められていました。子どもたちは、登校時などで「奉安殿」の前を通るときは、直立不動の姿勢をとる最敬礼させられていました。これをいいかげんにすると、教師からひどい体罰を受けたそうです。

紀元節(建国記念日)や天長節(天皇誕生日)などの儀式では、子どもたちは

直立不動の姿勢で頭を垂れて、校長による「教育勅語」の「奉読」を聞かされました。私語はもちろんのこと鼻水をすることも許されなかったため、「奉読」が終わって頭を上げると、ずずーっという音が一斉に響いたそうです。

教室では、子どもたちは、「教育勅語」を暗唱させられただけではありません。「修身」(現在でいうと「道徳」)をはじめすべての教科で「忠君愛国」がたたき込まれました。その結果、子どもたちは、「軍国少年」「軍国少女」となり、兵隊となって出征したり、軍需工場で働かされたりしました。

## 教育勅語とは

1889年に発布された「大日本帝国憲法」は、「第一条 大日本帝国八万世一系ノ天皇ノシラ統治ス」から始まっています。主権は天皇にあり、国民は「臣民」(家来)と位置づけられました。

「教育勅語」は、「大日本帝国憲法」発布の翌年に出されました。天皇が「臣民」に対して、守るべき徳目を命令したものです。「朕(天皇が自らを呼ぶ言葉)惟フニ」から始まり、「臣民父母ニ孝ニ兄弟相和シ」と続き、臣民が守るべきいくつもの徳目が示されています。

徳目の最後の「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」は、天皇国家のために、臣民に命を捧げることが要求されています。(裏面資料①に原文と現代語訳を掲載)

この「教育勅語」が、戦前の教育の基本理念とされました。教育を通じて、軍国主義を全国に行き渡らせられたのです。

## 良い部分がある?

それでも、「教育勅語」の徳目には、良い部分があると言われることがあります。

例えば、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」の箇所は、現代語訳にすると「父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦み合い、朋友互に信義を以って交わり」(裏面資料①参照)といった内容になっています。

家族を大切に助けて合つことを教えることは重要であり、さまざまな教材が

活用されています。

なぜ、大日本帝国憲法のもとで「妻は夫に従え」と教えた時代の「教育勅語」を持ち出さなければならぬのでしょ

う? 「戦争をする国」の「安」をすすめる安倍内閣の姿勢が表れているのではないのでしょうか。

## 戦争を放棄した日本国憲法

「教育勅語」にもとづく教育を通して軍国主義が培われ、日本はアジアの各地に侵略し、15年にわたる太平洋戦争が続けられました。

1945年8月15日、日本帝国の無条件降伏で、戦争に終止符が打たれました。結果は、日本を含むアジア各地が焦土と化し、日本人300万人以上、そしてアジアの人たち2000万人以上の犠牲者が出るという大惨事となりました。

1946年11月3日に、日本国憲法が成立しましたが、何より悲惨な戦争を二度と繰り返してはならないという強い決意のもとに作られたのです。それが、9条(戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認)に結実しています。



# 憲法にもとづいて 失効にもとづいて

1948年6月、衆参両議院で、「教育勅語」の排除・失効の確認が決議されました。なぜ、排除・失効となったのか、衆議院決議の一部を紹介して、その理由を明らかにしてみます。

「これらの詔勅が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よって憲法第98条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅（教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅）を排除し、その指導原型的性格を認めないこと」を宣明した。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を改修し、排除の措置を完了すべきである。」（1948年6月19日 衆議院本会議）（資料②参照）

このように「教育勅語」は、憲法で示された国民主権の原則に基づき失効したのです。憲法違反の「教育勅語」の復活で、子どもたちを戦争に協力させる教育を行うのではなく、平和の大切さを学び合う教育、そして子どもを主権者とした教育を行うことが求められています。

資料①

## 教育勅語（波線は尾北教勞）

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト  
宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣  
民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ  
世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ  
精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス  
爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和  
シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ  
及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓  
發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務  
ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦  
緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮  
ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕  
カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾  
祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ  
テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古  
今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖  
ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其  
德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

## 教育勅語<現代語訳>（波線は尾北教勞）

朕が思うに、我が御祖先の方々が国をお肇めになったことは極めて広遠であり、徳をお立てになったことは極めて深く厚くあらせられ、又、我が臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、国中のすべての者が皆心を一にして代々美風をつくりあげて来た。これは我が国柄の精髓であって、教育の基づくところもまた実にここにある。

汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦み合い、朋友互に信義を以て交わり、へりくだって気随気儘の振舞いをせず、人々に対して慈愛を及すようにし、学問を修め業務を習って知識才能を養い、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の大事が起ったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧げて皇室国家の為につくせ。かくして神勅のまにまに天地と共に窮りなき宝祚（あまつひつぎ）の御栄をたすけ奉れ。かようにすることは、ただに朕に対して忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなおさず、汝らの祖先ののこした美風をはっきりあらわすことになる。

ここに示した道は、実に我が御祖先のおのこしになった御訓であって、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共々にしたが守るべきところである。この道は古今を貫ぬいて永久に間違いがなく、又我が国はもとより外国でとり用いても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を大切に守って、皆この道を体得実践することを切に望む。

（文部省図書局『聖訓ノ述義ニ関スル協議会報告書』《1940年》の「教育に関する勅語の全文通釈」。現代仮名遣いに改めたもの。）

（資料②）

## 日本国憲法にもとづいて

「教育勅語」は排除・失効となった。（波線は尾北教勞）

（日本国憲法前文）

「政府の皇位によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に在することを宣言し、この憲法を確定する。・・・われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」（同第98条）

（同第98条）

「第九十八条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」